

# 当医院からのご案内

当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方(支)局に届出を行っています。

## ■一般名処方加算に関する揭示

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品については、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分を示した「一般名処方」を基本としております。

一般名処方により特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。ご理解、ご協力のほどお願いいたします。

## ■医療情報取得加算に関する揭示

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、マイナ保険証による診療情報等または問診票等を通して、患者さんの診療情報などを取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

- 初診時 1点
- 再診時（3ヶ月に1回に限り算定） 1点

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

正確な情報を取得点活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

## ■医療 DX 推進体制整備加算に関する揭示

当院は医療 DX 推進して質の高い医療を提供できるように体制備を行っております。

1. 診療報酬明細書（レセプト）のオンライン請求を行っております。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. オンライン資格確認を利用して取得した診療情報等を、医師が診察室等で閲覧または活用できる体制を有しています。
4. 医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう、お声がけ・院内掲示等でマイナ保険証利用を促進しています。
5. 電子処方箋の発行や電子カルテ共有サービスについては、今後準備を進めてまいります。

## ■明細書発行体制等加算に関する揭示

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、行われた検査名や使用した薬剤名が記載されます。

ご家族の方が代理で会計を行うなど、明細書の発行を希望されない場合は、受付にてその旨をお申し出ください。

※診療報酬点数による窓口負担に関して

「明細書発行体制等加算」（1点）」を保険請求させていただきます。

この加算は「医療機関の明細書発行体制を評価するもの」であり、明細書の費用ではありませんのでご了承ください。

**湘南眼科医院**

**管理者(院長)：河越 睦郎**